

唐の俗樂二十八調の

成立年代に就いて（完）

岸邊成雄

第四章 天寶十三載に於ける

新俗樂の成立

第一節 天寶十三載の胡部法曲合作

新唐書卷二 禮樂志に、

開元二十四年升胡部於堂上、而天寶樂曲皆以邊
名、若涼州伊州甘州之類。後又詔道調法曲與胡
部新聲合作。明年安祿山反。

と云ふ一條がある。「後又詔云々」の一句が安祿山起
兵の天寶十四載の前年十三載にかかることは論を俟
たない。この一句の典據は實は唐末元稹の樂府「立

部伎」元氏長慶集卷二四 の「宋沈嘗傳天寶季、法曲胡忽音相和」の句下の自註に、

太常丞宋沈傳漢中王舊說云「玄宗雖雅好度曲、
然而未嘗使蕃漢雜奏。天寶十三載始詔道調法
曲與胡部新聲合作。識者異之。明年祿山叛。」

とあるのに依つたこと明白である。宋沈は羯鼓錄によると玄宗の恩寵を多く蒙つた宰相にして羯鼓の名手なる宋開府環の孫で德宗朝には樂書三卷を撰上した人である。右文中の事實は宋沈が父祖から直聞したものであらう。之はかの理道要訣の一文と共に天寶十三載に於ける音樂上の事件に關する唯一の記録で頗る貴重である。而してこの一句に見える道調法曲と胡部新聲との合作とは一言にして云へば胡俗兩樂の融合即ち新俗樂の成立を意味し、中唐を中心にして唐一代の音樂界の大勢を簡決に言ひ表したものである。之に就いて次に些か詳論しよう。

南北朝・隋・唐初に於ける胡俗樂の盛況に就いて

は第一章に略述した通りであるが、この間にあつては胡俗兩樂が互に關係を結び融合し始めたであらうことは想像に難くない。南北朝末に於いて早くも出現した西涼樂⁽¹⁾がそれであつて、新來の龜茲樂と支那の雅俗兩樂とが混合して出來た音樂であつた。唐初に入つてからは胡雅兩樂の混合體たる新形式の燕饗樂⁽²⁾（破陣樂・慶善樂・燕樂・太宗・上元樂・大定樂・光聖樂・高宗・聖壽樂・長壽樂・天授樂・鳥歌・萬歲樂・武后）⁽³⁾が出現し、又胡曲に倣つて唐人の作れる新胡曲（勝盤奴・火風・傾盆樂）⁽⁴⁾が陸續として出現し流行した。この胡俗樂の隆盛と融合とは玄宗朝に至つて其の極に達し、百花の爛漫として咲き競ふに似たる許多の新設制度の上に反映した。唐初の十部伎を初め盛唐の二部伎・梨園・左右外教坊及び四部樂の制定がそれである。二部伎は唐初以來の前記燕饗樂十曲に隋以前の安樂・太平樂と玄宗製曲（龍池樂・小破陣樂）の四曲を加へ、之を雅樂の堂上堂下の形式に倣つて立部伎八曲・坐部伎六曲の二部に分つた制度で、その内容は胡俗混合の音樂である。⁽⁵⁾ 次に太常四部樂は太常寺所管の燕樂・胡俗樂及び散樂（即ち太常寺所屬の全音樂より雅樂及び軍樂を除外せるもの）に使用せられる樂器の分類で、絲類及び竹類よりもなる胡部、革類及び竹類よりなる龜茲部、散樂樂器三種を收める鼓笛部及び燕樂に主用される大鼓を専ら容れる大鼓部の四部に分れる。斯の如き分類は（殊に胡・龜茲兩部は）胡俗兩樂の樂器を一旦括した後に樂器の種類に従つて試みた分類法であつて、こゝにも胡俗對立の消失と云ふ當時の大勢が反映してゐる。胡俗兩樂の隆盛は所謂「法曲」の殿堂なる梨園と胡樂の傳習府たる教坊とに於いて最高の光輝を放つてゐる。⁽⁶⁾ 教坊の制は唐初武德年間長安禁中に設置された内教坊に始まるが之は雅樂の教習府に過ぎなかつたのに反し、開元二年洛陽に開設された左右の外教坊は胡俗樂の盛流に棹して出現したものであり、その管掌する所は太常寺の總監下より移管せ

られた俳優雜伎其、他胡俗樂の一切であつた。換言す

れば外教坊の増設こそは胡俗樂の隆盛によつて必然的に起つた結果に外ならない。而して教坊に於いて

胡俗兩樂は渾然たる一體となり愈々融合の度を高めたであらう。更に又玄宗朝の胡俗樂の盛流に拍車をかける役をなしたものが法曲の教習府なる梨園である。⁽¹⁰⁾ 法曲とは正曲の原意を有し、漢以來の俗樂清商樂の遺曲を保存しこれに玄宗親製の諸曲を加へた樂の種類である。玄宗は之を特に愛好し、坐部伎子弟太常寺の樂工 教坊の女樂・宮女等を動員して梨園に集めて親しく教授し、之等を皇帝梨園弟子と稱した。但し法曲は純粹の俗樂ではなく胡樂を多く含んでゐた。玄宗新製の法曲中には胡曲の改名に過ぎない曲も少くないのである。されば玄宗朝の當時既に純俗樂も純胡樂も存在する力を失ひ一に兩樂の融合音樂即ち新俗樂のみが存在したとさへ考へられる。而してこの大勢を一語にして言ひ盡したものこそ新唐志に云

ふ「道調法曲與胡部新聲合作」の一匁ではあるまい。道調法曲は俗樂、胡部新聲は胡樂の謂であらう。

新唐志の一匁は斯く解することにより頗る意義明白であるが、こゝに一顧すべきことが残つてゐる。抑、胡俗樂の融合と云ふことは早く隋以前より徐々に展開して來たことで、天寶十三載のみに歸すべき一時的事件ではない。されば「合作」の一語は更に深く考覈する要があらう。唐志のかの一句の前句に「開元二十四年升胡部於堂上」とある。この一句の意味は隆盛なる胡樂が雅樂の堂上登歌と同様に堂上に於いて奏せられるに至つたと云ふのであらう。⁽¹¹⁾ 元稹は「玄宗雖好度曲、然而未嘗使蕃漢雜奏」と云ひ、又夢溪筆談に元稹の一句を引用して「自此樂奏全失古法」とあるのを見ると、この合作と云ふ語は樂曲演奏上の形式(時・所・曲目・配置等)に關するもの如くにも考へられる。さすればこの改革が天寶十

三載に行はれたと云ふことも云ひ得ることとなる。

然し翻つて考ふるに當時の胡俗樂融合は單に形式的な演奏上の事に止まつたのではなくして凡ゆる内容どはむしろその一部に過ぎない。さればかの「蕃漢雜奏」とは演奏上の形式に口を借りて當時の大勢を暗示しようとしたものと解すべきであらう。而してこの解釋を傍證するのがかの理道要訣に見える天寶十三載の樂曲改名事件である。

註

98 白氏長慶集卷三「新樂府法曲」、「明年胡塵犯宮闕」なる一句の下に、「法曲雖似失雅音、蓋諸夏之聲也。故歷朝行焉。玄宗雖好度曲、然未嘗使蕃漢齊奏。天寶十三載始詔選調法曲與胡部新聲合作。識者深異之。明年冬而安祿山反也。」と云ふ

自註がある。これも亦元稹の自註と同源の史料（或は元稹よりの引用史料）であらう。猶白氏の「法曲」元氏の「法曲」「立部伎」等の詩に胡俗融合のことが詠ばれてゐる。

隋書卷二五音樂志。「西涼者起苻氏之末、昌光・沮渠蒙遜等據有涼州、遂總茲聲爲之、號爲秦漢伎。魏太武即平河西得之、謂之西涼樂、至魏周之際、遂謂之國伎。今曲項琵琶・瑟（瑟）

頭箜篌之徒並出自西域、非華夏舊器。楊澤新聲・神白馬之類生於胡戎胡戎數非漢魏造曲。故其樂器聲調悉與書史不同。其歌曲有永世樂、解曲有萬世豐、舞曲有于寔佛曲。其樂器有鐘・磬・彈箏・撫箏・臥箜篌（瑟）頭箜篌・琵琶・五絃・笙・箫・大箏・篴・瑟・小箏・橫笛・腰鼓・齊鼓・擔鼓・銅拔・貝等十九種爲一部、工二十七人。」

100 通典卷一四六坐立部伎・舊唐書卷二八音樂志。拙稿「燕樂名義考」（東洋音樂研究一ノ二）参照。

101 通典卷一四六坐立部伎の末尾の註文に次の如くあり。「太宗貞觀末有斐標符妙解琵琶。初唯作勝鬱奴・火鳳・傾盆樂三曲、聲度清美。太宗深悅之。高宗之末其伎遂盛流於時矣。自武太后中宗之代大增造、坐伎諸舞隨亦廢廢。」

102 拙稿「燕樂名義考」（東洋音樂研究一ノ二）参照。

103 拙稿「四部樂考」（史學雜誌第四十九編第十一・十二號）参照。

104 教坊に就いての詳考は略す。その大體は唐書卷四八官志、舊唐書卷四二職官志・資治通鑑唐紀二十七開元二年の條・舊唐書樂志・新唐書禮樂志・樂府雜錄及び崔令欽の教坊記に

105 法曲及び樂園に關する細論は略す。唯々次の一文を引用しておく。新唐書卷二二禮樂志。「玄宗既知音律、又酷愛法曲、選

坐部伎子弟三百、教於樂園、聲有誤者帝必覺而正之。號皇帝梨

國弟子。宮女數百亦爲梨園弟子居宜、春院北院、梨園法部更置小部管絃三十餘人。猶支那後世並びに我が國近代に於いて演劇音曲界を梨園と華稱するのはその縁起をこゝに發してゐること周知の通りである。

拙稿「四部樂考」に論定せる如く四部中の胡部は絲類及び竹類を中心とする編成であつて、詩經益稷の「瑟擊鳴球搏拊琴瑟以詠祀考來格……下管鼗鼓合止柷敔笙簧以聞……」の一句を引用するまでもなく堂下樂懸に對する堂上登歌の編成に頗る相似する。それ故にこの胡部は四部中の胡部の如くも解せらるが、四部は初め單なる樂器分類であつて演奏とは關係がないし、又その創設年代が開元の末年頃と推定されるにしても二十四年に存在したか否か不明であるから右の解釋はむしろ困難である。拙稿「南北朝隋唐に於ける河西の音樂——西樂涼と胡部新聲に就いて」史學雜誌九〇編一二號七二頁以下參照。

占めてゐる。而してこの供奉及び改名諸曲が唐代胡俗樂の代表的樂曲を選び集めた「公式レパートリー」の如きものであることも亦既說の如くである。⁽¹⁰⁸⁾ 石刊がかく凡ゆる種類の胡俗樂曲を一群のものとして取扱ふのは胡俗混淆の一面と見ることが出來よう。開元天寶時の樂曲を記すと云はれる羯鼓錄及び同じく開元の教坊のことを記すと云ふ教坊記に於いても同様のことが認められる。

然し凡ゆる事實にも増して明白に胡俗兩樂の融合を物語つてゐるのは、石刊所載二百二十餘曲中の五十八曲に於ける曲名改變である。五十八曲の大部分を占める四十七曲は胡名より支那名へ、他の十一曲は支那名より支那名へ改變されてゐる。⁽¹⁰⁾ 胡名は波羅門・菩提兒・優婆師・半射沒・半射渠沮・三部羅・達摩支・羅刹未羅・蘚刺耶・摩醯首羅等の例に見る如く大部分类は佛教關係のサンスクリット或は西域の

第二節 天寶十三載の曲名改變
天寶十三載太常寺石刊建立の目的の一半が調名改變の公布に在ると同時に他の一半が曲名改變の公布に在つたことは前章末節に於いて指摘した通りである。字數よりすれば後者がこの文の殆んど大部分を

はれるものに龜茲佛曲、耶婆色雞⁽¹²⁾・蘇莫遮等があり、⁽¹³⁾耶婆地胡歌以下七曲の「胡歌」もこの部に屬するものであらう。之に對して支那名は俱摩尼佛の紫府洞真・菩提兒の洞靈章・龜茲佛曲の金華洞真等の如く道教的色彩に富んだもので、所謂法曲の曲名と全く同功である。即ち今まで法曲として知られてゐた樂曲も實は胡樂曲の曲名を法曲名に變じたものに過ぎないと云ふこととなる。例へば人口に膾炙せる「霓裳羽衣」の曲は一般に玄宗作の法曲とされてゐる

が、實は開元中河西節度使楊敬忠の獻ぜる越調の胡曲「婆羅門」の改名されたものに過ぎない。碧雞漫志に詳細の考證の結果、「西涼創作、明皇潤色」と云ふのが最も當を得た見方であらう。又唐の張讀の宣室志⁽¹⁴⁾に「紫雲」一曲の由來を述べて、玄宗が夢に懐子より傳授されたと云つてゐる。この書の内容は一般に史實性に乏しいが、紫雲曲が法曲として著名であつたことは確かであらう。然るに紫雲は石刊によると沙陁調曲「色俱騰」の改名曲で、實は胡曲である。是の如く胡曲が名のみ法曲名に改められて俗曲として取扱はれるに至つたと云ふことこそ、かの「蕃漢雜奏」であり、「道調法曲與胡部新聲合作」ではあるまいか。石刊建立も「合作」も共に詔勅の發動によつて行はれたことは兩記事が同一の事件を指して云ふ傍證ともならう。

この斷案を更に裏書をする一事がある。通典四卷一
四方樂の條の末尾に、

又有新聲。自河西至者。號胡音聲。與龜茲樂・散樂俱爲時重。諸樂咸爲之少寢。

と云ふ一見孤立せる如き一句がある。之は、餘りに零細であり又その内容の不可解なる爲に人の注目を惹かなかつた史料であるが、拙稿「南北朝隋唐に於ける河西の音樂—西涼樂と胡部新聲とに就いて」(史學雑誌五〇編一二號)に於いて論述せる如く、これこそ中唐以後の胡俗樂に關する最も重要な事實を

含むものである。

河西はかの西涼樂の發祥の地たる涼州地方で胡樂流入の關門であつた。この地方にあつて胡音聲と號し龜絃樂・散樂と共に流行して他の諸樂を壓倒したと云ふ新聲とは何を指して云ふのであらうか。將又この胡音聲と元稹の云ふ胡部新聲とは何等か關係があるのではなからうか。前記の如く玄宗親製の法曲として著名なりし「霓裳羽衣」の原曲なる「波羅門」は開元中涼州より奉獻された胡曲であつた。前引の新唐志に、

天寶樂曲皆以邊地名、若涼州・伊州・甘州之類。

明年安祿山反。涼州・伊州・甘州皆陷吐蕃。

とあるのを思ひ併すと、開元天寶の當時、嘗つて西

涼樂の發祥地であつたこの地方に特定の胡樂が盛行し、これが從來の胡樂（通典に云ふ龜絃樂・胡樂）に加つて新しい胡樂として首都に流行するに至つたと云ふ事實が想定される。霓裳羽衣・涼州・伊州・甘

州等を始めこの新聲に屬すると想はれる樂曲は頗る多數存し、それらは中唐以後の音樂界を風靡した

所謂法曲と共に唐宋人の樂耳を娛しましめたのである。而して前節に於いて想定せる如く「道調法曲與胡部新聲合作」がかの「波羅門」より「霓裳羽衣」への改題を指して云ふものとすると、河西の胡音聲新聲は即ち胡部新聲でなければならない。かくて元稹の

「合作」は當時胡樂の新しさ代表として盛行せる河西の新聲を中心とし數十曲の胡樂曲が法曲へと轉身した事實を捉へて記したもので、これは全く理道要訣の傳へる天寶十三載に於ける樂曲改名と同一事實であると云ふ結論を得たのである。¹⁰⁸

註

108 (一) 萬清樂 堂々・大白紵・十二時・汎龍舟等。(二) 玄宗製法曲 景雲・九真・紫極・承天・順天・霓裳羽衣・赤白桃李花。(三) 二部伎 破陣樂・大定樂・太平樂・天授樂・萬歲樂・慶雲樂・長壽樂(名稱上からこの伎に類すると思はれるものに、傾盆樂・大酺樂・迎天樂・遷城樂・歡心樂・永昌

樂・永代樂・英雄樂・昇平樂・興明樂・萬壽樂・九勝樂・大

同樂・六合樂・安平樂・聖明樂等あり)。(四、胡曲) 婆迦

兒・蘇莫遮・耶婆色難・舍佛兒胡歌(こか他「胡歌」六曲)

等。(五、支那製胡樂曲) 無愁・神白馬・火鳳・勝鬪奴・傾

盃樂等。(六、佛曲) 龜茲佛曲。(七、佛教關係胡曲) 俱倫

饅・色俱瞻・蘇莫刺耶・菩提兒・俱摩尼佛等。以上の種別に

關於する詳論はこゝに省く。

崇文總目(釋釋・粵雅堂叢書收)「卓所記多聞元天寶時曲」

後者の十一曲は天下兵・荷來蘇(舊清樂)・勝鬪奴・寒塵清・火

鳳・舞鶴鹽(太宗朝新造胡曲)無愁・長歎(隋代造胡曲)・老

母・天長寶等・百舌鳥・漢陽女・山高麗・來賓引・野鶴鹽・

神鶴鹽・鶴鶴鹽・白蛤鹽である。從つて前者の四十七曲は右

以外のもの全部であるが、其の中の「勝鬪首羅」の改名

「歸真火羅」は意味不明の爲に胡俗何れとも決し難い。

天寶供奉改名曲に就いては詳細を略す。唯、本文引の曲名に

就いて簡単に説明すると、娑羅門は勿論Brahmajaである。

菩提兒 Borlii・優婆薩 Upasaka・半射波 Pañcama・三部

羅 Sañvara(「跋羅」)・遼摩支 Dharmā(遼摩流支 Dhar-

numutati)・羅刹末羅 Rakshasa Malla(羅叉力士)・蘇刺

耶 Surya(蘇利耶提婆 Suryadeva)・口天・勝鬪首羅(Mahē-)

等の比定も亦不可能ではあるまい。猶、耶婆地胡歌はシヤ

ヴ・島の問摩那洲國 Yavadvipa の別名なる耶婆提 Yava

dvipa に近づく。

S. Levi, Ie "Tokharien B", *Lansue de Kouscha*,
Journal Asiatique, 1913 P. Pelliot, *Tokharien et*

Koutchéen, *Journal Asiatique*, 1924 安倍季尚「樂家錄」二十八樂曲譜「唐ノ時所謂西胡渾脫舞也。蘇莫遮ハ高昌國女子ノ帽子ノ名ナリ」。羽田享「舞樂の渾脱」と云ふ名稱に之き」(市村博士古稀記念東洋史論叢) P.

Pelliot, *Ibid.* Koutchéen, *Journal Asiatique*, 1924 安倍季尚「樂家錄」二十八樂曲譜「唐ノ時所謂西胡渾脫舞也。蘇莫遮ハ高昌國女子ノ帽子ノ名ナリ」。羽田享「舞樂の渾脱」と云ふ名稱に之き」(市村博士古稀記念東洋史論叢) P.

113 114 種海本に據る、唐人說齋所收。

石刊中の改名五十八曲は八曲の「胡歌」を初め、その名によ

つて西域傳來の印度佛曲或は胡曲であると思はれるものが大部分である。これらは西涼を經て流入したとしが考へられてい。思ふにこれらは一旦涼州方面に齋されこの地に流行してから、波羅門の例の如く首都へ將來されたのであらう。猶遼

地の名を以て曲名とするものには渭州・胡渭州・石州等がある(羯鼓錄・教坊記)。

以上的論斷に於いては胡部新聲の胡部はやはり胡樂を意味する一般的名詞として取扱はれてゐるが、之をかの太常四部樂

制中の胡部として解することも出来る。これはこの新聲が涼州方面の音樂であること、燃燈籠聲中に現れる樂器の編成が四部樂の胡部に近似することとの兩點より、河西の新聲樂器編成の特殊性がこの胡部制にあると考へられる結果である。拙

稿「蠟燭畫に現れた音楽資料—殊に河西地方の音楽との關係に就いて」(考古學雜誌二二月號) 參照。

第三節 新俗樂の成立

早く唐初以前より展開し來つた胡俗兩樂の融合が

天寶十三載を一期として愈々公然の勢となつたこと

は以上に縷述した如くである。中唐に至るまで胡部

新聲・道調法曲と云はれたこの胡俗樂の對立は、中

唐以後その姿を消しこゝに新しい一個の名稱がその

實在に伴つて出現した。

法曲は玄宗によつて創始された當初は先づ支那固

有の正樂の意で、清商樂の遺音及びその樂風を繼承

せる玄宗親製の道教的樂曲を指して云つたのである

が、實際に於いては波羅門(霓裳羽衣)の例の示す如

く胡部新聲の轉身に過ぎぬものも多分に含まれてゐ

た。而して中唐より唐末に亘つて法曲は更に廣範な

意義を有するに至つた。唐會要卷三諸樂の條に、

「太常梨園別院教法曲樂章等」とて王昭君・思歸樂・

傾盆樂・破陣樂・聖明樂・五更轉・玉樹後庭花・泛

龍舟・萬歲長生樂・飲酒樂・鬪百草・雲韶樂の十二

曲を列記してゐるのを見、又陳陽樂書卷一法曲部の

條に、

法曲興自於唐。……太宗破陣樂・高宗一戎大定

樂・武后長生樂・明皇赤白桃李花皆法曲尤妙

者。其餘如霓裳羽衣・望瀛・獻仙音・聽龍吟・

碧天雁・獻天花之類不可勝紀。

とあるのを見ると、法曲は唐末に於いて胡俗樂の中

より散樂のみを除くすべて(即ち二部伎等の燕樂・⁽¹⁾)

清樂・玄宗法曲・舊胡樂・胡部新聲等々)を含んで

ゐる如く思はれる。かくて胡俗兩樂の合作によつて

新たに生れ來つた俗樂は屢々「法曲」の名の下に呼

ばれたと云ふことが出来る。然し乍ら法曲の右の如

き意義或は使用法は法曲が當時實際上に絶大な盛流

を示した爲であつて、正確に云へば法曲が唐末の胡

唐初の支那音樂界は雅樂・胡樂・俗樂の鼎立状態

上卷樂元 歌一詩二舞三
中卷正樂 雅樂六立部伎七坐部下卷四夷樂 伎八清樂九西涼樂十
東夷十一南蠻十二西戎十三北狄十四（玉海卷）
散樂十五樂量十六陳儀十七興廢十八（一〇五）

を示してゐるが、中唐以後、胡俗兩樂の融合により雅樂と俗樂の對立状態へと轉換した。このことは唐末の史料に現出してゐる。新唐書卷二 禮樂志二の冒頭に、

自周陳以上雅鄭淆雜而無別。隋文帝始分雅俗、二部、至唐更曰部當。

と云ひ、次いで例の二十八調名を徐景安樂書より引用してゐる。隋の文帝が雅俗二部に分つたと云ふのは文帝が雅鄭混淆を憂へて雅樂を確立せんと努めた事實を云ふのであつて、二部の名が形式的に制定されたのは「至唐更曰部當」と云ふ如く唐代に入つてからである。徐景安はその「樂書」に於いて「雅俗二部」の第一章を設け、當時の音樂を雅胡の二部に大別してゐる。新唐志の右の一句も徐景安に據つてゐる事は疑ひない。徐景安樂書と同様の内容形式をする玄宗朝の劉琨の著「太樂令壁記」（原據である）は

と云ふ目次の下に書かれてゐるが、樂を正樂と四夷樂に分つたのは別として、雅樂・二部伎・清樂・西涼樂・及び散樂に細分して述べてゐるのは通典と同巧であつて、唐末にて雅俗二部に大別するのとは全く趣を異にしてゐる。これは當時の大勢を反映したものに相違なく、唐末に於いて胡俗樂が全く一の俗樂に融合し去つたことを傍證してゐる。

段安節が樂府雜錄に於いて雲韶樂・清樂部・鼓吹部・熊羆部・鼓架部・龜茲部・胡部と共に雅樂部及び俗樂部の兩部を列記してゐることは既説の如くである。而して「俗樂古都屬樂園新院」・「古樂工都計五千餘人、內一千五百人俗樂、係梨園新院」・「俗樂亦有坐部立部也」と云ふ諸句によれば、段安節は右の細分の外に樂を一括して俗樂と雅樂とに兩分して

る。又中唐より唐末に亘つて施行された太常四部

略、言ひ盡してゐると云へよう。

樂が、雅樂器（及び軍樂器）を除く他の總ての樂器を

一括して四部に再組織したことと胡俗の對立の消滅

と云ふ大勢を反映してゐると考へられる。

かくて胡俗兩樂の融合によつて唐末に新たなる俗

樂が出現した。「法曲」の名が屢々この新しい俗樂の

樂曲に對して用ゐられたが、全體的に一括して云ふ

には「俗樂」を用ゐる方がより妥當である。論者は

この新しい俗樂を中唐以前の俗樂より區別して新俗

樂⁽¹⁹⁾と稱しその二十八調を俗樂二十八調と云ふこと、

結　　言

する。猶唐末の新俗樂は五代を経て宋に繼承され、

「燕樂」⁽²⁰⁾と稱された。沈括の夢溪筆談樂律一に見え

る

自唐天寶十三載始詔法曲與胡部合奏。自此樂奏

全失古法。以先王之樂爲雅樂。前世新聲爲清

樂。合胡部者爲宴樂。

なる一句は、胡俗合作より燕樂（宴樂）に至る大勢を

註

118 117 拙稿「燕樂名義考」参照。

樂府雜錄の現行本に缺いてゐる「俗樂部」の項目が當然あるべきことの考證は、拙稿「四部樂考」（史學雜誌四九編一號）註一及び「南北朝隋唐に於ける河西の音樂」（史學雜誌五〇編

一二號）能參照。

119 猶新俗樂成立に就いては拙稿「唐代音樂文獻解說」（東洋音樂研究一ノ一）參照。

120 「燕樂名義考」參照。

「天寶十三載」が唐の新俗樂及び俗樂二十八調の成立に對して有する意義は本論稿に於いて略々論證し盡されたと思ふ。本論考の結論を正しいとすれば、從來の學者が二十八調を漠然隋唐宋の間に存在したと考へ、之を唐宋の燕樂二十八調と汎稱したことが杜撰なる誤謬であること、二十八調の四聲を琵琶の四絃に結びつける説の無根なること及び二十八

調の七均が唐初の雅樂の所謂五啞鐘に出でてゐるとする考への謬見なることが肯定される。

新俗樂と俗樂二十八調との關係は今更贅言するまでもあるまい。胡俗兩樂の融合は長年月の間に漸進的發展を遂げたのであつて天寶十三載にのみ起つた事件ではない。それは云はゞ史料の上に顯然とは現れ難い歴史の背面であつた。胡俗樂の融合して新俗樂が成立すると共にその理論的根柢として二十八調理論が成立したが、この成立の時機と事情とを記し

譖しない。この不完全さに就いては既に述べたことがあるが(唐代音樂文獻), 唐會要卷六三修國史の條に、至德二載十一月二十七日修史官太常少卿于休烈奏曰、國史一百六卷、開元實錄四十七卷、起居注并餘書三千六百八十二卷在興慶宮史館、並被逆賊焚燒。……大歷三年起居注人兼修史令狐峘修元宗實錄一百卷、峘著述雖精、屬喪亂之後、起居注亡失、纂開元天寶間事、唯得諸家文集編、其詔冊名臣傳記十無三四。後人以漏略譏之。

と云ふ確實なる證言のある如く、安祿山の亂は開元天寶の記録を喪失せしめたのである(羅香林「唐書源流考」大學生史學研究所月刊第二卷第3期參照)。況んや祿山の叛の前年なる天寶十三載七月に行はれた樂制上の一事件が、殆んど公式の記傳を失つたことは何ら不思議のことではない。杜佑が之を通典に漏し理道要訣に收録したのもこゝにその理由が見出されるやうに思はれる。ともあれ天寶十三載の石刊の一文が現在我々の手中にあ

ることは唐代音樂史研究にとつて如何に幸であるか

云ふべき言葉を知らない。

猶本論考は啻に支那音樂史上の研究であるに止まらず、我が國の雅樂史研究にも關係する所が多い。

奈良平安二朝の音樂文化は隋唐の胡俗樂を輸入して成つたが、殊に平安朝中期及び末期は唐末新俗樂の出現の時期に當り、新俗樂の中心たる琵琶音樂を通じて新俗樂及び俗樂二十八調が將來され日本雅樂を興隆へと導いたのであつた。されば隋唐宋の音樂史に對する十分の知識と認識なくしては日本雅樂の研究は不可能であると云ふも過言ではないのである。

本論考の得たる結果を利用することによつて日本雅樂の樂律(十二律及び十二調子)に對する新しい見界と研究とが生み出されたのであるが、これは近き將來に於いて發表し大方の高評を仰ぎたいと思ふ。

(附記 本稿は帝國學士院學術研究補助による研究「唐代音樂の研究」の一部をなすものである。)